

伊 勢 市 公 報

第 137 号
平成 23 年 7 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	9
○ 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則	12
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程等の一部を改正する規程	14
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程	19
○ 伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程	22
告 示	
○ 平成 23 年度補正予算の公表について	24
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	29
宮川左岸第二土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長告示	
○ 宮川左岸第二土地改良区総代選挙関係	
・ 候補者の届出について	30
・ 無投票の確定について	32
・ 選挙会の日時及び場所について	33
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	34
上下水道告示	
○ 公共下水道事業受益者負担金の負担区の決定について	35
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 23 年度賦課対象区域について	37
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	39
公 告	
○ パブリックコメントの実施について	40
○ パブリックコメントの実施について	43
○ 公聴会の開催について	46
○ 公聴会の開催について	48
○ 公聴会の開催について	50
○ 公聴会の開催について	52
○ 農用地利用集積計画について	54
○ 全国市有物件災害共済会平成 22 年度事業経営状況について	55
○ 農用地利用集積計画について	56

病院事業公告

- 職員の採用試験について

57

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 29 号

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第13条関係)

区分	減免の対象となる者	減免する料額
条例第28条第1項第1号に該当する場合	自己又は被保険者(その世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下「被保険者」という。)のうち災害によりその者の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額。以下「損害金額」という。)が当該住宅又は家財の価格の10分の3以上である者(ただし、前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(地方税法附則第	当該年度分の料額のうち、当該損害を受けた者につき算定した料額で、減免の申請日以後において納期の末日の到来する所得割額及び被保険者均等割額の合算額に次の区分による割合を乗じて得た額 (1) 損害金額が当該住宅又は家財の価格の10分の5以上のとき ア 前年の合計所得金額が5,000,000円以下であるとき 全部 イ 前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるとき 10分の5 ウ 前年の合計所得金額

	<p>33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、同法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を含む。)をいう。以下同じ。)が10,000,000円を超える者は除く。)</p>	<p>が7,500,000円を超え10,000,000円以下であるとき 10分の2.5</p> <p>(2) 損害金額が当該住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満のとき</p> <p>ア 前年の合計所得金額が5,000,000円以下であるとき 10分の5</p> <p>イ 前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるとき 10分の2.5</p> <p>ウ 前年の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下であるとき 10分の1.25</p>
--	--	--

	がある者	
	自己又は被保険者のうちに災害により障害者（地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった者がある者	当該年度分の料額のうち、当該障害者となった者につき算定した料額で、減免の申請日以後において納期の末日の到来する所得割額及び被保険者均等割額の合算額の10分の9の額
	自己又は被保険者のうち失業又は廃業等の理由により、減免の申請があった年（以下「当該年」という。）の合計所得金額の見込額（当該年に雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による失業又は廃業等を起因とする給付金等を受ける場合は、当該給付金等の見込額を含む。ただし、当該給付金等の見込額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等とみなす。以下同じ。）、が当該年の4月1日の属す	<p>当該者が納付すべき当該年度分の料額のうち、当該所得が激減する者につき算定した料額で、当該所得が激減する期間中に納期の末日の到来する所得割額に次の区分による割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 合計所得金額の見込み額が非課税限度額以下であるとき 全部</p> <p>(2) 合計所得金額の見込み額が非課税限度額を超えるとき 10分の5</p>

	<p>る年度のその者に係る市税条例附則第5条第1項に規定する市民税の所得割が非課税となる額（以下「非課税限度額」）以下又は前年の合計所得金額の10分の5以下に減少する者（ただし、前年の合計所得金額が4,500,000円を超える者は除く。）がある者で、かつ、生活が著しく困難であると認められるもの</p>	
	<p>生活貧困のため私的な生活扶助を受ける者</p>	<p>当該年度分の料額のうち、減免の申請日以後において当該扶助を受ける期間中に納期の末日の到来する所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額の10分の5の額</p>
<p>条例第28条第1項第2号に該当する場合</p>		<p>(1) 条例第28条第1項第2号ア及びイに該当する者（以下「旧被扶養者」という。）に係る所得割 10分の10</p>

		<p>(2) 旧被扶養者に係る均等割(条例第22条第1項第1号又は第2号に該当する場合を除く。) 10分の5</p> <p>(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に係る平等割(条例第22条第1項第1号又は第2号に該当する場合を除く。) 10分の5</p>
条例第28条第1項第3号に該当する場合	その他市長が特に必要と認める者	当該年度分の料額のうち、市長が必要と認める期間中に納期の末日の到来する所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額に市長が適当と認める割合を乗じて得た額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 30 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表総務部の部に次のように加える。

債権回収対策室 債権回収対策係

第 6 条の表総務部の部に次のように加える。

債権回収対策室

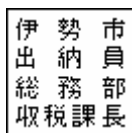
債権回収対策係

- (1) 市税等歳入金の管理、滞納対策等に係る総合的企画に関する事。
- (2) 市税等歳入金に係る滞納処分等に関する事。
- (3) 市税等歳入金の賦課及び収納に係る情報の調査に関する事。
- (4) 市税等歳入金を所管する課(以下この項において「所管課」という。)との市税等の回収に係る調整に関する事。
- (5) 所管課に対する市税等歳入金の回収事務に係る指導に関する事。
- (6) 滞納者等に対する市の債務に係る調整に関する事。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市公印規則(平成 17 年伊勢市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表中出納員印の部



の項の次に次のように加える。

伊勢市出納員総務部債権回収対策室長	かい書	方 18	租税その他債権回収対策室の所管事務に係る諸収入金の収納	債権回収対策室長	1
-------------------	-----	------	-----------------------------	----------	---

別表出納員印の部中

収税課の所管事務に係る諸収入金の収納	収税課長	2
--------------------	------	---

を

収税課の所管事務に係る諸収入金の収納	収税課長	2	に、
債権回収対策室の所管事務に係る諸収入金の収納	債権回収対策室長	1	

教育委員会文 化振興課	2	を	教育委員会文 化振興課	1	に改める。
----------------	---	---	----------------	---	-------

(伊勢市会計規則の一部改正)

第3条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の部に次のように加える。

債権回収対策室	室長	債権回収対策室 所管事務に係る 諸収入金の収納	債権回収対策室員
---------	----	-------------------------------	----------

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成 23 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 31 号

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を
改正する規則

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則(平成 18 年伊
勢市規則第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条(見出しを含む。)中「利用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第5号

伊勢市事務決裁規程等の一部を改正する規程

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(6)の表12の項中「(公売を除く。)」を削り、同表の次に次のように加える。

(7) 債権回収対策室

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	室長	
1 市の有する金銭の給付を目的とする債権(市において強制徴収できるものに限る。以下「金銭債権」という。)の納付の指導及び相談に関する事。				○	
2 金銭債権の催告書の発行				○	
3 延滞金及び加算金の徴収				○	
4 滞納金の徴収				○	
5 金銭債権の滞納に係る調査又は検査				○	

6 金銭債権の滞納 処分及びこれに伴 う登記又は登録に 関すること。				○	
7 金銭債権の交付 要求				○	
8 差押物件の管理				○	
9 差押物件の換価 処分				○	

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程(平成17年伊勢市訓令第6号)の一部を次のように改める。

別表第1収の項の次に次のように加える。

債	総務部債権回収対策室
---	------------

(伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程の一部改正)

第3条 伊勢市市税収納特別対策委員会設置規程(平成17年伊勢市訓令第20号)の一部を次のように改正する。

題名中「市税」を「市税等」に改める。

第1条中「市税」を「市税等」に、「伊勢市市税」を「伊勢市市税等」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条に次のただし書きを加え、同条を第8条とする。

ただし、市税以外の歳入に関することは、債権回収対策室において処理する。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「委員会は、委員長が招集し」を「委員会の会議(以

下「会議」という。)は、その内容に係る委員を別に定める基準により委員長が招集し」に改め、同条第2項中「委員会の」を削り、「委員の」を「前項の規定により招集した委員の」に改め、同条第3項中「委員会」を「会議」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「10人」を「18人」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第4条とする。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 情報戦略局長
- (4) 健康福祉部長
- (5) 上下水道部長
- (6) 総務課長
- (7) 行政経営課長
- (8) 医療保険課長
- (9) 介護保険課長
- (10) こども課長
- (11) 料金課長
- (12) 課税課長
- (13) 収税課長
- (14) 債権回収対策室長
- (15) 課税課税務係長
- (16) 収税課徴収第一係長
- (17) 収税課徴収第二係長
- (18) 債権回収対策係長

第2条中「市税」を「市税等」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この訓令において「市税等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育料
- (6) 農業集落排水事業使用料
- (7) 農業集落排水事業分担金
- (8) 下水道使用料
- (9) 下水道事業受益者負担金
- (10) 下水道事業区域外流入協力金

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市上下水道部処務規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道部処務規程（平成19年伊勢市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表料金課の部上下水道料金係の項第1号中「私設消火栓の点検等の業務」を「私設消火栓使用時の立会」に改め、同項第2号中「(受益者負担金を除く。)」を「(下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入協力金(以下「受益者負担金等」という。)を除く。)(以下「水道事業収入等」という。)」に改め、同項第9号中「水道事業の料金等及び下水道事業の使用料等」を「水道事業収入等」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号を同項第10号とし、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号中「水道事業収入及び下水道事業収入(受益者負担金を除く)」を「水道事業収入等」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道使用証明」を「水道及び下水道使用証明」に改め、同号を第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号中「水道事業収入及び下水道事業収入(受益者負担金を除く)」を「水道事業収入等」に、「欠損処分」を「徴収猶予並びに欠損処分」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に、次の2号を加える。

- (3) 下水道使用料の滞納処分に関する事。
- (4) 下水道使用料の滞納処分の執行停止に関する事。

第3条第2項の表料金課の部下水道負担金係の項を次のように改める。

下水道負担金係

- (1) 受益者負担金等の徴収に関する事。
- (2) 受益者負担金等の滞納処分に関する事。
- (3) 受益者負担金等の滞納処分の執行停止に関する事。
- (4) 受益者負担金等の減免及び徴収猶予並びに欠損処分に関する事。

こと。

(5) 受益者負担金等に係る諸帳票の保管整理に関すること。

(6) その他受益者負担金等に関すること。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第5号

伊勢市上下水道事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道事務決裁規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表4の項中「使用料手数料の減免措置」を「水道料金及び手数料の減免の決定」に改め、同表5の項中「下水道使用料及び受益者負担金の減免」を「下水道使用料、受益者負担金及び区域外流入協力金(以下「下水道使用料等」という。)の減免の決定」に改め、同表7の項中「納入通知書及び督促状」を「納入通知書、督促状及び催告書」に改め、同表14の項中「受益者負担金」を「下水道使用料等」に改める。

同表15の項の次に次のように加える。

16 下水道使用料等の滞納処分及びこれに伴う登記又は登録に関すること。				○	
17 下水道使用料等の滞納処分の執行停止に関すること。				○	
18 下水道使用料等の交付要求				○	
19 差押物件の管理及び換価処分				○	

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

伊勢市告示第 110 号

平成 23 年 7 月 6 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 23 年度補正

予算の要領は、次のとおりです。

平成 23 年 7 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成23年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

平成23年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、98,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、44,176,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,893,094	16,100	5,909,194
	2 国庫補助金	812,398	16,100	828,498
16 県支出金		2,740,342	593	2,740,935
	2 県補助金	1,167,053	593	1,167,646
20 繰越金		50,000	55,687	105,687
	1 繰越金	50,000	55,687	105,687
22 市債		4,852,900	25,700	4,878,600
	1 市債	4,852,900	25,700	4,878,600
歳入合計		44,078,215	98,080	44,176,295

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,685,157	10,700	4,695,857
	1 総務管理費	3,830,795	10,700	3,841,495
3 民生費		16,174,226	15,000	16,189,226
	1 社会福祉費	3,481,492	15,000	3,496,492
	2 老人福祉費	3,512,944	0	3,512,944
4 衛生費		4,500,834	14,090	4,514,924
	1 保健衛生費	2,707,948	14,090	2,722,038
6 農林水産業費		1,043,036	3,172	1,046,208
	1 農業費	933,213	2,945	936,158
	3 水産業費	76,086	227	76,313
9 土木費		5,468,058	28,200	5,496,258
	2 道路橋梁費	1,034,690	28,200	1,062,890
10 消防費		2,373,222	26,918	2,400,140
	1 消防費	2,373,222	26,918	2,400,140
歳 出 合 計		44,078,215	98,080	44,176,295

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民システム管理経費	85,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	25,500

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
農地・水・環境保全向上対策事業 (平成23年度債務負担行為)	自 平成24年度 至 平成25年度	5,890

第 4 表 地方債補正

変 更

起債の目的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市町村合併特例事業債	1,783,200	1,808,900

伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 23 年 7 月 15 日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

記

- 1 日 時 平成 23 年 7 月 25 日（月）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 18 号 奨学生の決定について
 - 議案第 19 号 平成 24 年度使用中学校用教科用図書の採択について
 - 議案第 20 号 平成 23 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書（案）について

* 議案第 18 号及び第 19 号は非公開になると見込まれます。

宮二土改第2選区告示第1号

平成23年7月19日執行の宮川左岸第二土地改良区総代選挙第2選挙区における候補者として、次のとおり届出がありました。

平成23年7月13日

宮川左岸第二土地改良区総代選挙

第2選挙区選挙長 中川喜介

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	満年齢	党派	職業
1	7.12	本人	やました 山下 和司 <small>かずし</small>	男	伊勢市上地町1615番地	伊勢市上地町1615番地	S21.2.10	65	無所属	農業
2	7.12	本人	やまぐち 山口 幸宏 <small>ゆきひろ</small>	男	伊勢市上地町1787番地5	伊勢市上地町1787番地5	S18.4.9	68	無所属	農業
3	7.12	本人	なかにし 中西 泰利 <small>やすとし</small>	男	伊勢市上地町1785番地	伊勢市上地町1785番地	S18.11.15	67	無所属	農業
4	7.12	本人	たけなかが 竹中 一夫 <small>かずお</small>	男	伊勢市上地町504番地	伊勢市上地町504番地	S19.9.10	66	無所属	農業
5	7.12	本人	かめだ 亀田 弘樹 <small>ひろき</small>	男	伊勢市上地町1853番地	伊勢市上地町1853番地	S31.2.18	55	無所属	農業
6	7.12	本人	なかがわ 中川 雅彦 <small>まさひこ</small>	男	伊勢市上地町1857番地	伊勢市上地町1857番地	S31.2.29	55	無所属	農業
7	7.12	本人	なかがわ 中川 吉継 <small>よしつぐ</small>	男	伊勢市上地町1935番地	伊勢市上地町1935番地	S20.1.8	66	無所属	農業
8	7.12	本人	のぐち 野口 孝夫 <small>たかお</small>	男	伊勢市上地町1917番地	伊勢市上地町1917番地	S21.12.10	64	無所属	会社員
9	7.12	本人	よしざわ 吉澤 一誠 <small>いっせい</small>	男	伊勢市上地町2526番地	伊勢市上地町2540番地	S19.9.26	66	無所属	農業

10	7.12	本人	なかにし 中西	かづひろ 一裕	男	伊勢市上地町2842番地	伊勢市上地町2842番地	S17.5.21	69	無所属	農業
11	7.12	本人	なかい 中井	ただひこ 忠彦	男	伊勢市上地町3361番地	伊勢市上地町3361番地	S17.5.2	69	無所属	農業
12	7.12	本人	しもかわ 下川	かつよし 勝義	男	伊勢市上地町3874番地	伊勢市上地町5179番地	S21.4.4	65	無所属	建築業
13	7.12	本人	やまもと 山本	まさゆき 勝行	男	伊勢市栗野町1141番地	伊勢市栗野町1141番地	S16.6.10	70	無所属	自営業
14	7.12	本人	なかにし 中西	しゅうまつ 周松	男	伊勢市栗野町1064番地	伊勢市栗野町1064番地	S15.11.3	70	無所属	農業
15	7.12	本人	かわい 川井	としあき 利昭	男	伊勢市栗野町1010番地	伊勢市栗野町1010番地	S18.2.20	68	無所属	農業
16	7.12	本人	やまだ 山田	しげまつ 重松	男	伊勢市栗野町1021番地	伊勢市栗野町1021番地	S18.1.15	68	無所属	農業
17	7.12	本人	みやびた 宮端	あきら 章	男	伊勢市栗野町1156番地	伊勢市栗野町1156番地	S18.1.15	68	無所属	農業
18	7.12	本人	みなみぐち 南口	あきら 陽	男	伊勢市中須町1284番地2	伊勢市中須町1284番地2	S29.5.6	57	無所属	会社員
19	7.12	本人	はやかわ 早川	まさお 政男	男	伊勢市中須町1297番地	伊勢市中須町1297番地	S21.9.7	64	無所属	農業
20	7.12	本人	きたがわ 北川	まさお 昌生	男	伊勢市中須町1098番地	伊勢市中須町1098番地	S13.10.15	72	無所属	農業

宮二土改第2選区告示第2号

平成23年7月19日執行の宮川左岸第二土地改良区総代選挙第2選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成23年7月13日

宮川左岸第二土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 中川喜介

宮二土改第2選区告示第3号

平成23年7月19日執行の宮川左岸第二土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を下記のとおり定める。

平成23年7月13日

宮川左岸第二土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 中川喜介

記

1. 日 時 平成23年7月19日（火） 午前10時
2. 場 所 伊勢市上地町1810番地
伊勢農協城田支店2階会議室

伊勢市選挙管理委員会告示第 29 号

平成 23 年 9 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 9 月 3 日（土）から同月 7 日（水）までの 5 日間
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号)第 3 条第 1 項の規定により公共下水道事業受益者負担金の負担区を次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 7 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 負担区の名称
小俣第 2 負担区
- 2 負担区の区域
小俣町明野の一部
- 3 負担区の地積
113.1ha

小俣第2負担区図

陸上自衛隊
明野駐屯地

近鉄明野駅

伊勢市上下水道事業告示第 24 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 23 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

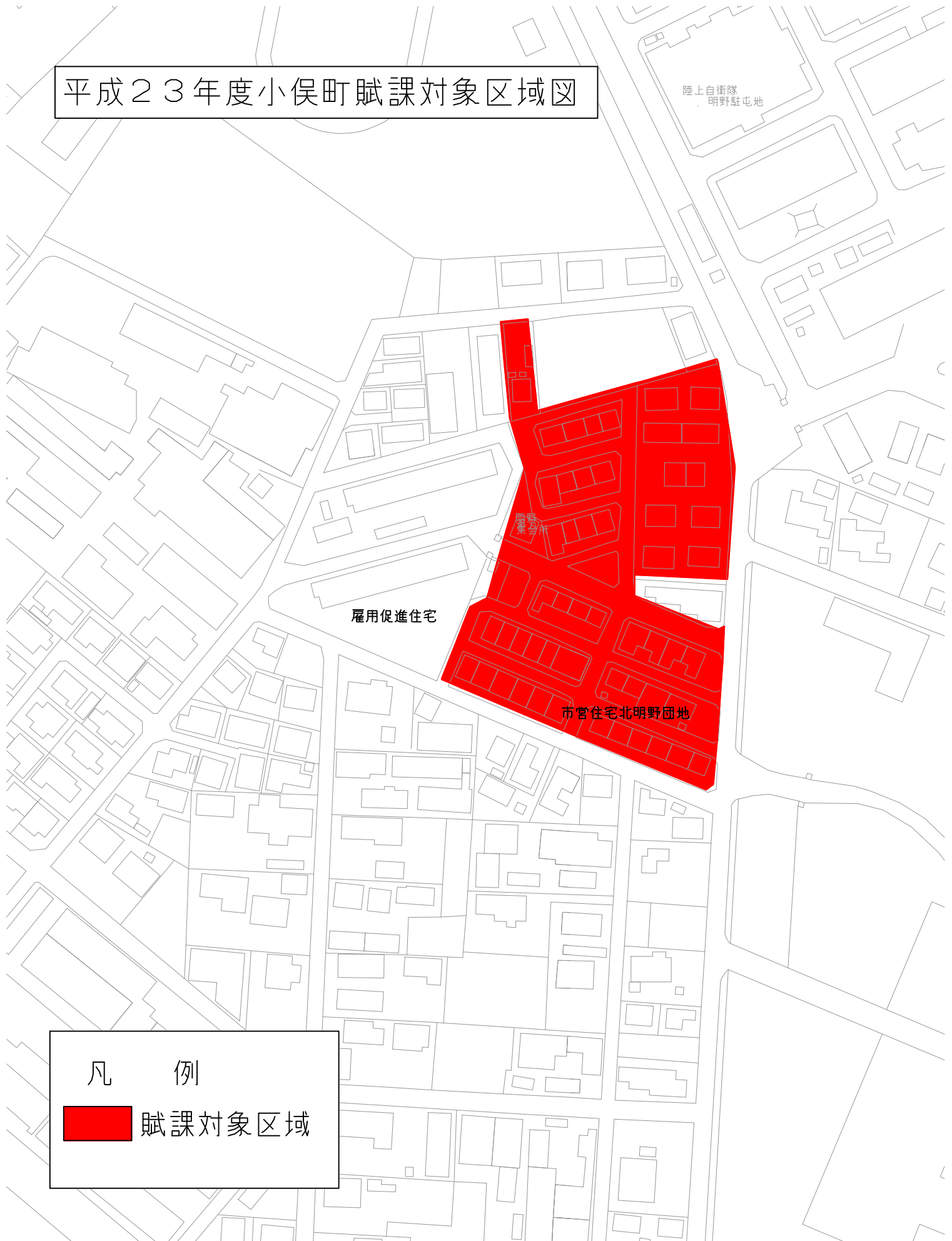
平成 23 年 7 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一


平成 23 年度賦課対象区域

小俣町明野の一部

平成23年度小俣町賦課対象区域図



凡 例

 賦課対象区域

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 23 年 7 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 23 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
御菌町長屋の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 36 号

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例案（骨子）を公表します。

なお、伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例案（骨子）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例案（骨子）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市都市整備部都市計画課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御薊総合支所地域振興課

- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 宮本支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市市民活動センター
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 23 年 7 月 1 日（金）

至 平成 23 年 7 月 29 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例案（骨子）」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成23年7月29日（金）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 37 号

伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例案（骨子）を公表します。

なお、伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例案（骨子）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例案（骨子）案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市都市整備部都市計画課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御菌総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 浜郷支所
- (10) 宮本支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市市民活動センター
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 23 年 7 月 1 日（金）

至 平成 23 年 7 月 29 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市特別用途地区における

建築物の制限に関する条例案（骨子）」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 23 年 7 月 29 日（金）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 38 号

伊勢都市計画を決定したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の決定に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公聴会の開催日時及び場所

平成 23 年 8 月 1 日（月）午後 7 時から

伊勢市役所東庁舎 4 階 4 - 3 会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画特別用途地区の決定素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画特別用途地区の決定素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

平成 23 年 7 月 15 日（金）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所地域振興課、小俣総合支所地域振興課、御菌総合支所地域振興課及び伊勢市立伊勢図書館

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 23 年 7 月 1 日（金）

至 平成 23 年 7 月 15 日（金）

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年規則第 135 号）の規定によります。

12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 39 号

伊勢都市計画を決定したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の決定に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公聴会の開催日時及び場所

平成 23 年 8 月 1 日（月）午後 7 時から

伊勢市役所東庁舎 4 階 4 - 3 会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画特定用途制限地域の決定素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画特定用途制限地域の決定素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

平成 23 年 7 月 15 日（金）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所地域振興課、小俣総合支所地域振興課、御菌総合支所地域振興課及び伊勢市立伊勢図書館

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 23 年 7 月 1 日（金）

至 平成 23 年 7 月 15 日（金）

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年規則第 135 号）の規定によります。

12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 40 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公聴会の開催日時及び場所

平成 23 年 8 月 1 日（月）午後 7 時から

伊勢市役所東庁舎 4 階 4 - 3 会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画高度地区の変更素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画高度地区の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

平成 23 年 7 月 15 日（金）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所地域振興課、小俣総合支所地域振興課、御菌総合支所地域振興課及び伊勢市立伊勢図書館

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 23 年 7 月 1 日（金）

至 平成 23 年 7 月 15 日（金）

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年規則第 135 号）の規定によります。

12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 41 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公聴会の開催日時及び場所

平成 23 年 8 月 1 日（月）午後 7 時から

伊勢市役所東庁舎 4 階 4 - 3 研修室

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画用途地域の変更素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画用途地域の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

平成 23 年 7 月 15 日（金）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所地域振興課、小俣総合支所地域振興課、御菌総合支所地域振興課及び伊勢市立伊勢図書館

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 23 年 7 月 1 日（金）

至 平成 23 年 7 月 15 日（金）

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年規則第 135 号）の規定によります。

12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 42 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 第 2 項の規定により、社団法人全国市有物件災害共済会から平成 22 年度事業の経営状況について通知があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 23 年 7 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健一

1	平成 22 年度末現在会員数	678 市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	657 市
	共済責任額	62,707,601,110,000 円
	分担金収入	6,158,067,261 円
	支払共済金	2,822,959,903 円
3	自動車損害共済	
	受託市数	655 市
	分担金収入	3,198,223,067 円
	支払共済金	2,159,908,298 円
4	正味財産の増減	
	増加	
	実質収納分担金等	9,369,692,404 円
	受取利息等	582,864,059 円
	会館収益金	3,165,076,539 円
	その他	4,000,000 円
	計	13,121,633,002 円
	減少	
	災害共済金等	5,450,965,517 円
	会館運営費	2,653,233,036 円
	管理費	1,315,171,248 円
	減価償却費及び繰入額等	3,779,314,103 円
	計	13,198,683,904 円
	当期一般正味財産増加額	△77,050,902 円
5	平成 22 年度末現在の共済基金	
	共済基金の前年度繰越額	65,806,570,489 円
	平成 22 年度積立額	△77,050,902 円
	平成 22 年度末現在共済基金	65,729,519,587 円
	（一般正味財産）	

伊勢市公告第 44 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 7 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市病院事業公告第7号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成23年7月14日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

1 採用職種及び採用予定者数

薬剤師 1人程度

2 受験資格

次の各号に該当する方

- (1) 昭和52年4月2日以降に生まれた方で、当該免許を有する方又は平成24年3月に学校を卒業し、当該免許を取得見込みの方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、宿日直勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者を対象に行います。

(1) 第1次試験

専門試験

(2) 第2次試験

口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添付する書類
① 本人のみの住民票の写し（本籍、続柄等の記載が省略されたもので可）
② 返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③ 薬剤師免許証の写し
④ 薬剤師免許証を有しない方は、最終学歴となる学校の修了・卒業（見込み）証明書
⑤ 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成23年8月1日（月）から平成23年8月31日（水）まで

(午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。)
ただし、郵送の場合は、平成23年8月29日(月)付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成23年9月18日(日)に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

平成23年10月中旬に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験及び第2次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成23年11月上旬までに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成24年4月1日 ただし、免許未取得の方は、免許取得後

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第124号)及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年病院事業管理規程第16号)の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

(電話 0596-23-5111 内線215、216)

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先(電話番号)を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課